

「バリアフリー新法」をご存知ですか？

平成18年12月20日に施行された「バリアフリー新法」は、高齢者や障害を持つ方の移動などの円滑化の促進に関する法律です。

従来のハートビル法と交通バリアフリー法が統合・改正され、義務化であるため場合によっては罰則もあります。

※バリアフリー新法について

歩道橋、駅の通路、ビルの玄関を始め各建築物の通路、ホールにおいて転倒負傷・死亡事故が急増し交通事故を上回る勢いで増加の一途を辿る中、

平成24年8月にバリアフリー新法「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改訂され、床の滑りについて、抵抗係数（C.S.R）等により、参考となる推奨値や配慮事項等を示されました。

バリアフリー新法の義務化後、ビルオーナー・施工管理責任者に対し訴訟が急増!! 以下の方々までも責任追及されることが!!



- 滑りやすいと分かっていた所有者
- 滑りやすいと気付いていた施設管理者
- 滑りやすい材質を使用した設計者
- 滑りやすい材質の床材を提供した製造者

訴訟の一例をご覧ください

